

2 0 川 監 公 第 8 号

平成 2 0 年 4 月 3 0 日

財政援助団体等監査の結果の報告に基づく措置について（公表）

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 1 2 項の規定により、平成 1 9 年 1 2 月 1 0 日付け 1 9 川監公第 1 8 号で公表した財政援助団体等監査の結果の報告に基づき、川崎市教育委員会委員長から措置を講じた旨通知がありましたので、次のとおり公表します。

川崎市監査委員 鹿 川 隆

同 奥 宮 京 子

同 岩 崎 善 幸

同 宮 原 春 夫

19川教庶第1472号

平成20年3月31日

川崎市監査委員	鹿	川	隆	様
同	奥	宮	京子	様
同	岩	崎	善幸	様
同	宮	原	春夫	様

川崎市教育委員会委員長 宮田 進

監査の結果の報告に基づく措置について（通知）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、平成19年12月10日付け19川監報第11号で報告のありました財政援助団体等監査の結果について、次のとおり措置を講じましたので通知します。

平成19年度財政援助団体等監査結果に対する措置状況

- 1 指定管理者が管理する備品の検査を実施すべきもの（特定非営利活動法人国際自然大学校）

[指摘の要旨]

指定管理者に管理が移行した備品についても規則第64条に定められた検査を実施し適正に管理されたい。

[措置の内容]

教育委員会物品会計事務検査実施要綱に基づき、平成20年3月25日に黒川青少年野外活動センター配置の生涯学習推進課備品の実地検査を実施いたしました。